

食品表示法(品質事項)

～(4)新たな遺伝子組換え表示制度について～

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

食品表示法(品質事項)の(4)新たな遺伝子組換え表示制度について説明します。
2023年4月1日から任意表示の制度が変わりました。

遺伝子組換え食品とは

遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原材料とする加工食品です。

国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法に基づく安全性審査を経ています。

遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示があります。

**任意表示は、2023年4月1日から
新しい制度となりました。**

まず、遺伝子組換え食品について、説明します。

遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原材料とする加工食品です。

国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法に基づく安全性審査を経ています。

遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示があります。

任意表示は、2023年4月1日から新しい制度となりました。

義務表示の対象

義務表示の対象は、安全性審査を経て流通が認められた9つの農産物(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てんさい、パパイヤ、からしな)及びそれを原材料とした33の加工食品群です。(令和6年9月現在)

詳しくは食品表示基準別表第17を参照してください。



まず、義務表示の説明をします。

令和5年9月現在の義務表示の対象は、安全性審査を経て流通が認められた9農産物(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな)及びそれを原材料とした33加工食品群です。

詳しくは食品表示基準別表第17を参照してください。

義務表示の方法①

分別生産流通管理(IPハンドリング)とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示

<表示例>「大豆(遺伝子組換え)」 等

義務表示の方法を説明する前に、分別生産流通管理(IPハンドリング)について、説明します。

分別生産流通管理(IPハンドリング)とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

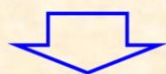
義務表示の方法ですが、分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合は、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示します。表示例は、「大豆(遺伝子組換え)」 等となります。

義務表示の方法②

分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを原材料とした場合

分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合※

※大豆及びとうもろこしに限る



遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

<表示例>

「大豆(遺伝子組換え不分別)」 等

次に、分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを原材料とした場合や分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合は、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示します。表示例は、「大豆(遺伝子組換え不分別)」 等となります。

意図しない遺伝子組換え農産物の混入の目安は、大豆及びトウモロコシでのみ最大で5%程度混入する可能性が否定できないため、5%以下の意図しない混入が認められています。

混入率が5%以下であっても分別生産流通管理が適切に行われていなければ、「遺伝子組換えでない」との旨の表示を行えないことに留意する必要があります。

「不分別」という表示では消費者が分かりにくいとの指摘もあるため、パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することで、正しい理解に繋がります。

任意表示の制度①

遺伝子組換えに関する任意表示制度について、情報が正確に伝わるように改正され、改正後の食品表示基準は2023年4月1日に施行されました。

2023年4月1日からの制度(現行制度)

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例>

「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため、分別生産流通管理を行っています」、「大豆(分別生産流通管理済み)」等

5

次に、2023年4月1日からの制度(現行制度)の説明します。

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品の場合は、適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能です。

表示例は、「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため、分別生産流通管理を行っています」、「大豆(分別生産流通管理済み)」等となります。

任意表示の制度②

2023年4月1日からの制度（現行制度）

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

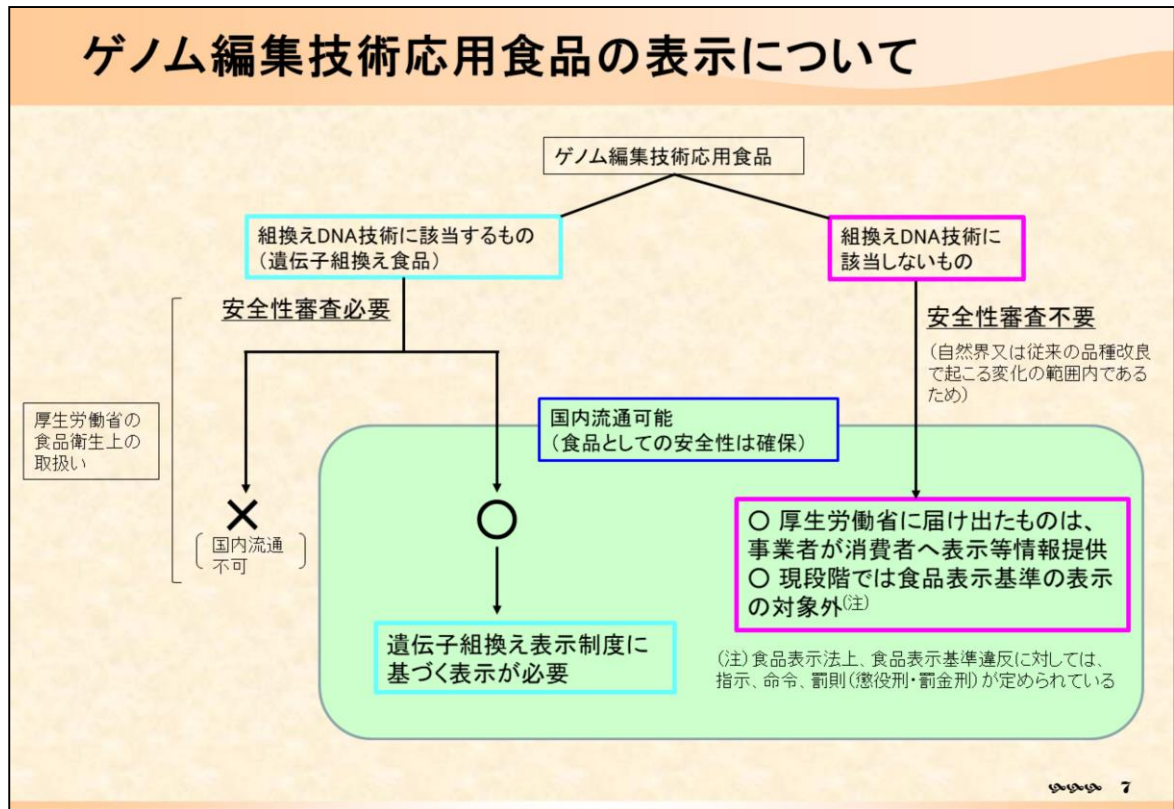


「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示が可能

大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。ただし、それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

2023年4月1日からの制度（現行制度）で分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品の場合は、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示が可能です。大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。ただし、それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

ゲノム編集技術応用食品の表示について



ゲノム編集技術応用食品の表示について説明します。

「ゲノム編集技術とは特定の機能を付与することを目的として、染色体上の特定の塩基配列を認識する酵素を用いてその塩基配列上の特定の部位を改変する技術」をいい、「①ゲノム編集技術によって得られた生物の全部若しくは一部」、「②当該生物の全部若しくは一部を含む物」、「③ゲノム編集技術によって得られた微生物を利用して製造された物又は当該物を含む物」のいずれかに該当する物が「ゲノム編集技術応用食品」です。

ゲノム編集技術応用食品のうち、組換えDNA技術に該当するものは、食品表示基準に基づく遺伝子組換え表示制度の対象となります。

「ゲノム編集技術応用食品の中で、外来遺伝子及びその一部が残存しないことに加えて、人工制限酵素の切断箇所修復に伴い塩基の欠失、置換、自然界で起こり得るような遺伝子の欠失、さらに結果として1～数塩基の変異が挿入される結果となるもの」は、食品衛生法上の組換えDNA技術に該当しない技術を用いたものとされています。これは、「それらの変異は自然界や切断箇所修復で起こる変化の範囲内」のためです。食品表示基準上も、組換えDNA技術を利用していないものは遺伝子組換え食品に該当しませんので、表示制度の対象外となります。

遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品に関連する表示について、適切に情報提供がなされる場合には、食品関連事業者がゲノム編集技術応用食品に関する表示を行うことは可能です。

「ゲノム編集技術応用食品でない」旨を表示することについては、特に禁止されるものではありませんが、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要となります。

2023年4月1日からの任意表示に関するQ&A

問1

「遺伝子組換え大豆の混入が5%以下になるように管理しています」という表示はできますか。

答1

遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が、表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので注意が必要です。

次に、消費者庁のリーフレットに掲載されているQ&Aを紹介します。

問1

「遺伝子組換え大豆の混入が5%以下になるように管理しています」という表示はできますか。

答1

遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が、表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので注意が必要です。

2023年4月1日からの任意表示に関するQ & A

問2

「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました。」などの表示は可能でしょうか。

答2

このような表示を一括表示事項欄外に表示する場合は、事実に基づいた内容であれば禁止されるものではありませんが、消費者の誤認を招かないように注意する必要があります。このような表示はいわゆる広告に該当し、その内容が消費者の誤認を招くか否かについては、社会通念に照らして判断されることとなります。食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物が不検出の場合にのみすることができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表示する必要があると考えます。例えば、分別生産流通管理された飼料で飼育された場合は、「分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。

 9

問2

「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました。」などの表示は可能でしょうか。

答2

このような表示を一括表示事項欄外に表示する場合は、事実に基づいた内容であれば禁止されるものではありませんが、消費者の誤認を招かないように注意する必要があります。このような表示はいわゆる広告に該当し、その内容が消費者の誤認を招くか否かについては、社会通念に照らして判断されることとなります。食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物が不検出の場合にのみすることができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表示する必要があると考えます。例えば、分別生産流通管理された飼料で飼育された場合は、「分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。

遺伝子組換え食品に関する情報

消費者庁「遺伝子組換え食品」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/genetically_modified_food/

厚生労働省「遺伝子組換え食品」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bio/idenshi/index.html

農林水産省「生物多様性と遺伝子組換え」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/seibutsu_tayousei.html

最後に、遺伝子組換え食品の情報が掲載されているホームページを紹介します。消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のホームページのアドレスは、このとおりですので、最新情報を御確認ください。

消費者庁「遺伝子組換え食品」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/genetically_modified_food/

厚生労働省「遺伝子組換え食品」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bio/idenshi/index.html

農林水産省「生物多様性と遺伝子組換え」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/seibutsu_tayousei.html